

総務省「自動車関係税制のあり方に関する検討会」 全日本トラック協会 説明資料

平成27年10月7日



公益社団法人

全日本トラック協会

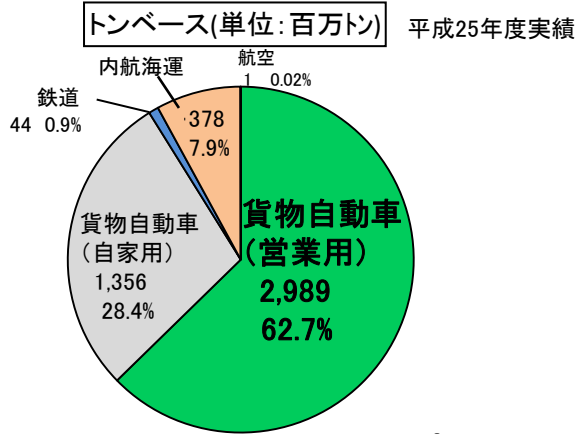
Japan Trucking Association



トラック運送業界の現状

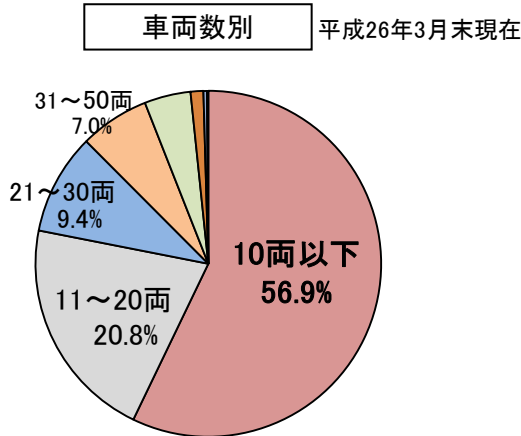
国内貨物輸送量

トラックの輸送量は約43億トンで、国内貨物輸送の9割以上を占める。



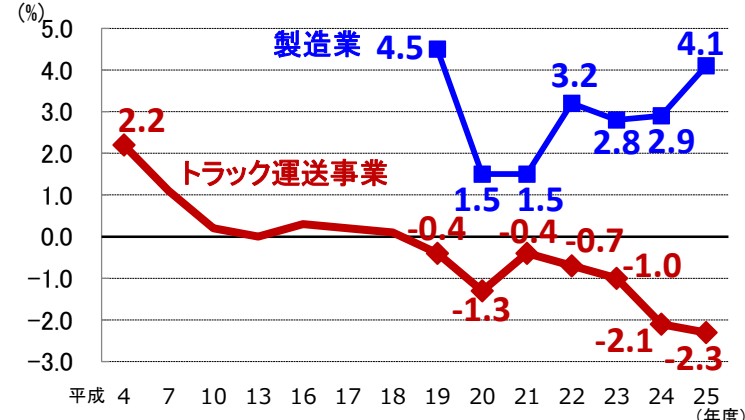
トラック運送事業者の規模

車両保有台数10両以下の小規模事業者が6割近くを占める。トラック運送事業の就業者数は185万人である。



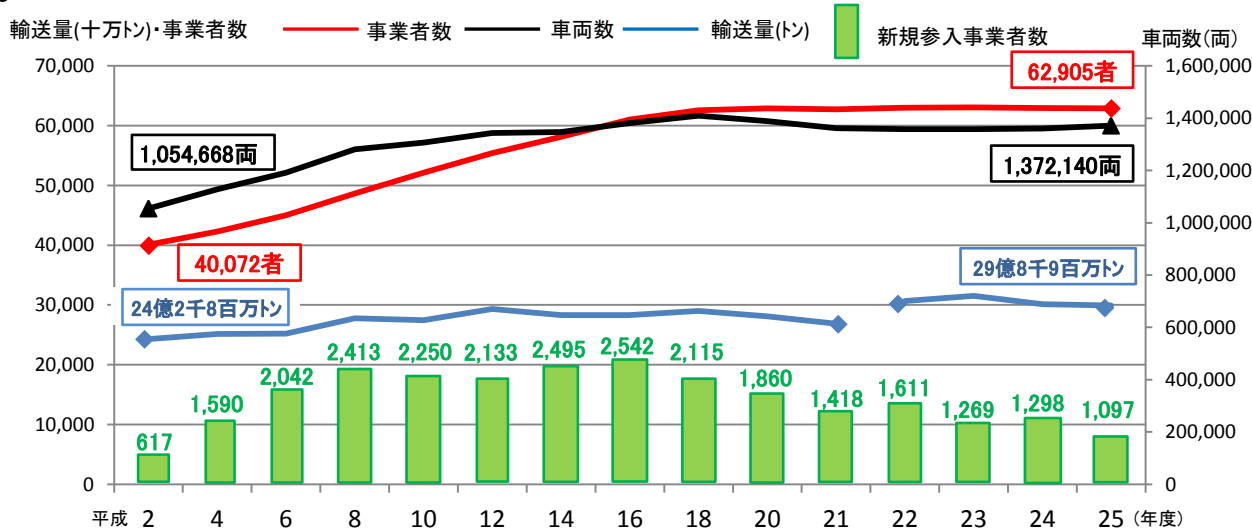
営業利益率の推移

製造業は黒字を保っているが、トラック運送事業は平成19年度以降7年連続して赤字となっている。



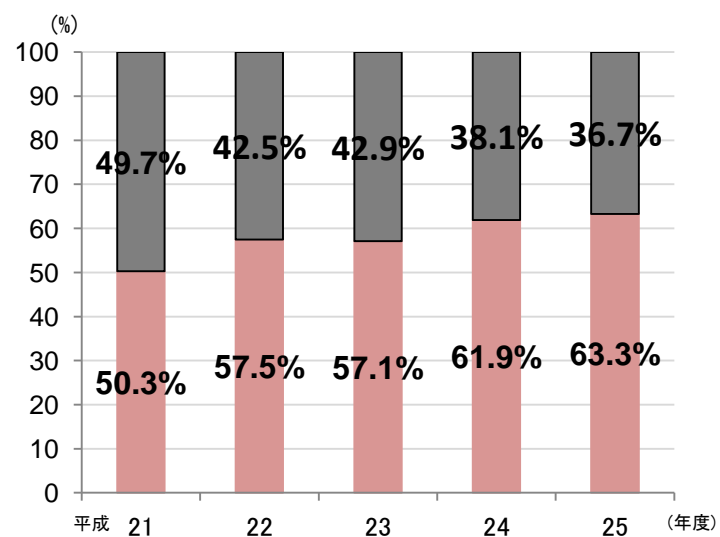
資料: 全日本トラック協会「経営分析報告書」
財務省「法人企業統計調査」

事業者数・車両数・輸送量の推移



平成2~25年の間、新規参入事業者数45,606者、退出事業者数22,773者、事業者増加数22,833

赤字企業割合の推移



資料: 全日本トラック協会「経営分析報告書」

※平成22年より調査・集計方法に変更があったため、それまでの数値と連続性が担保されない。

資料 国土交通省、総務省

① 自動車税における環境性能課税(環境性能割)について

○自動車税の取得時の環境性能課税(環境性能割)の制度設計にあたっては、営自格差を設けられたい。

・営業用トラックは自家用トラックに比較して約10倍の高い輸送効率をあげるとともに、CO2排出量も約6分の1と環境面でも優れていることから、現在の自動車取得税及び自動車税においても営業用トラックに対する軽減措置が設けられている。

・震災等の災害時においては、トラック協会は災害対策基本法における指定機関に位置付けられ、各地方自治体と救援物資の輸送に係る協定を締結し、営業用トラックは緊急物資輸送の主要な役割を担っていることから、特段の配慮をお願いしたい。(平成23年東日本大震災約1万600台、平成26年広島市大規模土砂災害26台、平成27年茨城県等大雨被害29台が輸送を実施)

・トラックの車両価格は乗用車等に比して非常に高いことから、現行の自動車取得税の負担感が強い。例えば取得価格が2,130万円の25トントラック(営業用)の自動車取得税(2%)は、42万6千円と極めて高額であるため、自動車税の環境性能課税の税額を「課税標準は取得価額を基本」とする場合には、特段の配慮をお願いしたい。

○現行の自動車取得税においてASV(先進安全自動車)装置を搭載したトラックについて特例措置が設けられていることと同様に、自動車税の取得時の環境性能課税(環境性能割)にも同様の措置を設けられたい。

※「ASV(先進安全自動車)」: 先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステム(衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置)を搭載した自動車

○実働1日1車あたり輸送トンキロ比較(平成25年度)



9.96倍の高い輸送効率

資料:国土交通省のデータを元に全ト協で作成

○主な緊急支援物資の輸送

①東日本大震災(平成23年)

トラック車両数	食料品	飲料水	毛布
約1万600台	1,898万食	460万本	46万枚

延べ輸送先数	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他
2,032地点	538	793	646	40	15

○現在の税額

①自動車取得税

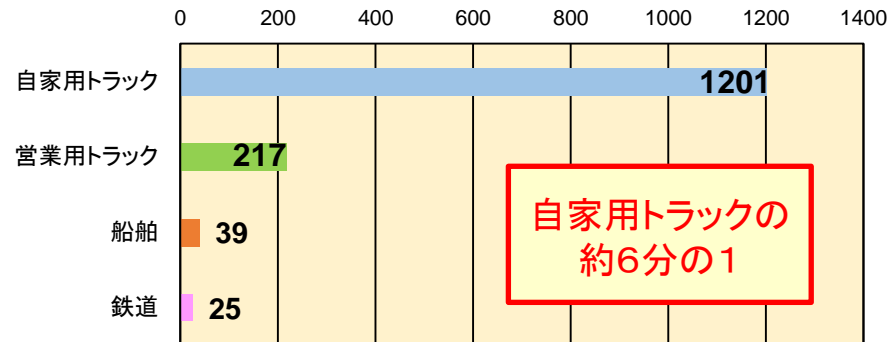
営業用	自家用
2%	3%

②自動車税(年額)

	営業用	自家用	當自減税比率
積載量14トトラック	57,700円	78,300円	△26.3%

○輸送量当たりのCO2排出量(貨物・平成25年度)

(単位:g-CO2/トンキロ)



資料:国土交通省

②広島市大規模土砂災害(平成26年)

トラック車両数	搬送物資
26台	食料品、飲料水、毛布、マット、土嚢袋等

③茨城県等大雨被害(平成27年) ※9月28日現在

トラック車両数	搬送物資
29台	食料品、飲料水、毛布、簡易トイレ等

③自動車取得税におけるASV減税

ASV装置(衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置)搭載車	減免内容	
車両総重量3.5t超22t以下のトラック	1装置装着	取得価額から350万円控除
	両装置装着	取得価額から525万円控除

※1 エコカー減税との選択適用

※2 車両総重量20t超22t以下のトラックについて、1装置装着の特例期間は平成28年10月31日まで。平成28年1月1日以降は両装置装着に限り、取得価額から350万円控除。

② 自動車税におけるグリーン化特例について

○自動車税のグリーン化特例について、ディーゼルトラックの中で燃費性能に優れた車両について軽課の対象とされたい。

- ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成以上の環境性能を有するディーゼル車は、現行の自動車重量税及び自動車取得税においてもエコカー減税の対象とされているため、自動車税においても同様の措置をお願いしたい。
- ・現行の自動車税におけるグリーン化特例においては、ディーゼルトラックは重課のみが規定され、軽課が規定されていない。

【参考】現行の自動車税のグリーン化特例

軽課	平成26・27年度に新車新規登録された自動車について、当該登録の翌年度の税率を軽減 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)	概ね75%軽減
重課	平成26・27年度に以下の年限を超えている自動車について、その翌年度から重課 車齢11年超のディーゼルトラック(被けん引車を除く)	概ね10%重課